

○財務省告示第三百九十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年十二月二十六日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇・五トン
二	〇トン
三	一六トン
四	二八、五七七トン
五	九一一トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
五〇七トン	六〇一トン	一一、三八一トン	九〇、七一ートン	四、八二五トン	三〇八トン	三八〇、三七五トン	八六一、三〇二トン	四、〇八三、〇四二トン	四七、六五六トン	一〇、六五七トン	四、二三五トン	二六、三五六トン	一トン	一〇トン	二六トン

二九	三一三トン
二八	一〇・二トン
二七	九、一三三トン
二六	三、七二〇トン
二五	〇トン
二四	一六トン
二三	四、一五七トン
二二	二七七トン
二一	一七、七四四トン